

山形県県民の海・プール指定管理者募集要項（資料）

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年3月22日山形県条例第11号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年 3月22日 山形県規則第 8号

改正

平成20年 2月29日 規則第12号

令和 3年 9月24日 規則第72号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年 3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 条例第 2 条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第 2 号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第 1 号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第 4 条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 29 日 規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 9 月 24 日 規則第 72 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

○山形県民の海・プール条例

平成12年3月21日山形県条例第26号

改正

平成13年3月23日条例第20号
平成16年6月25日条例第46号
平成17年3月22日条例第37号
平成26年3月25日条例第40号
平成31年3月15日条例第32号

山形県民の海・プール条例をここに公布する。

山形県民の海・プール条例

(設置)

第1条 県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与するため、山形県民の海・プール(以下「プール」という。)を鶴岡市に置く。

(使用料の徴収等)

第2条 県は、第4条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)がプールの管理を行う場合を除き、プールを利用する者(以下「利用者」という。)から別表第1に定める使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第3条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由でプールを利用できなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

第4条 プールの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、プールの管理を行うものとする。

(1) 開館時間は、別表第2の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとすること。

(2) 休館日は、11月1日から翌年の3月31日までの期間において21日以下とすること。

(3) その他プールの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてプールの開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けてプールを臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) プールの運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、プールの管理に関し知事が必要と認める業務

(利用料金)

第7条 第4条の規定により指定管理者がプールの管理を行う場合にあっては、利用者は、プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責任によらない理由でプールを利用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月25日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第37号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県民の海・プールの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成26年3月25日条例第40号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第32号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1

区分		使用料の額	
個人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき 6,500円
		上記以外の場合	1人1回につき 650円
	高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき 4,300円
		上記以外の場合	1人1回につき 430円
	児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき 3,200円
		上記以外の場合	1人1回につき 320円
団体	一般	1人1回につき 520円	
	高校生	1人1回につき 350円	
	児童等	1人1回につき 260円	

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

別表第2

区分	開館時間	
7月20日から8月20日までの期間	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲内で11時間以上
11月1日から翌年の3月31日までの期間	休日（土曜日である場合を除く。）及び日曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上
	土曜日	午前9時から午後9時までの範囲内で10時間以上

	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲 内で7時間以上
その他の期間	土曜日	午前9時から午後9時までの範囲 内で11時間以上
	上記以外の日	午前9時から午後9時までの範囲 内で8時間以上

○山形県民の海・プール条例施行規則

平成12年4月11日山形県規則第97号

改正

平成14年10月4日規則第69号

平成18年3月28日規則第34号

山形県民の海・プール条例施行規則をここに公布する。

山形県民の海・プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 山形県民の海・プール（以下「プール」という。）の利用時間は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる時間とする。

区分		利用時間
7月20日から8月20日までの期間	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日	午前10時から午後6時まで
	上記以外の日	午前10時から午後9時まで
11月1日から翌年の3月31日までの期間	休日（土曜日を除く。）及び日曜日	午前10時から午後6時まで
	月曜日及び水曜日から金曜日までの日（休日である日を除く。）	午後1時から午後8時まで
	土曜日	午前10時から午後8時まで
その他の期間	休日（土曜日を除く。）及び日曜日	午前10時から午後6時まで
	月曜日から金曜日までの日（休日である日を除く。）	午後1時から午後9時まで
	土曜日	午前10時から午後9時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日等)

第3条 プールの休館日は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、11月1日から翌年の3月31日までの期間の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 知事は、管理上必要があると認めるときは、プールの一部の供用を休止することができる。

附 則

この規則は、平成12年4月13日から施行する。

附 則（平成14年10月4日規則第69号）

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第34号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県民の海・プール年度別利用状況

(単位:人)

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和4年度	一般	1,767	2,820	3,040	4,838	5,555	2,966	2,523	1,535	1,406	1,961	1,962	2,052	32,425
	高校生	232	266	215	215	330	147	204	86	184	161	133	161	2,334
	児童	2,214	2,893	3,599	5,743	6,175	3,292	3,050	1,781	1,880	1,901	2,280	2,521	37,329
	親子等	1	47	27	117	180	47	25	1	3	4	2	3	457
	合計	4,214	6,026	6,881	10,913	12,240	6,452	5,802	3,403	3,473	4,027	4,377	4,737	72,545

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和3年度	一般	2,359	2,608	3,127	5,308	5,275	3,166	2,847	1,605	1,706	1,618	0	1,253	30,872
	高校生	169	131	144	199	302	167	206	100	179	134	0	64	1,795
	児童	3,086	2,794	4,093	6,945	6,436	3,730	3,446	2,168	2,195	1,376	0	141	36,410
	親子等	28	48	61	108	121	45	41	11	4	7	0	0	474
	合計	5,642	5,581	7,425	12,560	12,134	7,108	6,540	3,884	4,084	3,135	0	1,458	69,551

※令和3年度2月は、新型コロナウイルスに係るまん延防止等重点措置の影響で全日休館したものの。

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和2年度	一般	239	1,049	2,609	3,343	5,912	3,879	2,671	2,106	1,616	1,934	2,270	2,479	30,107
	高校生	20	48	177	179	278	129	175	90	127	113	109	135	1,580
	児童等	583	1,544	3,636	3,982	6,968	4,322	3,628	2,666	2,022	2,323	2,977	3,173	37,824
	親子	5	6	34	78	193	126	41	19	6	7	4	28	547
	合計	847	2,647	6,456	7,582	13,351	8,456	6,515	4,881	3,771	4,377	5,360	5,815	70,058

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和元年度	一般	2,276	2,959	3,371	5,718	9,080	3,836	2,637	1,383	2,262	2,699	2,491	1,760	40,472
	高校生	139	184	164	166	371	194	135	37	98	101	120	72	1,781
	児童等	3,311	3,881	4,662	8,009	12,045	5,317	3,703	2,177	2,590	3,417	3,138	1,596	53,846
	親子	12	67	86	126	407	134	47	12	34	21	19	14	979
	合計	5,738	7,091	8,283	14,019	21,903	9,481	6,522	3,609	4,984	6,238	5,768	3,442	97,078

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
平成30年度	一般	2,554	2,952	3,141	6,413	8,296	3,535	2,579	1,680	2,020	2,352	2,277	2,352	40,151
	高校生	110	98	108	193	248	117	155	69	103	108	92	112	1,513
	児童等	4,046	4,228	4,547	9,462	12,178	4,766	4,103	2,567	2,830	3,059	2,895	3,337	58,018
	親子	86	42	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188
	合計	6,796	7,320	7,856	16,068	20,722	8,418	6,837	4,316	4,953	5,519	5,264	5,801	99,870